人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―七―二三

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二～二十　（略）					二～二十　（略）				
備考					備考				
一～五　（略）					一～五　（略）				

別表（第一条の四関係）

改正後					改正前				
職員の属する組織の区分				支給定日	職員の属する組織の区分				支給定日
（略）				十六日	（略）				十六日
カジノ管理委員会					カジノ管理委員会				
サイバー通信情報監理委員会									
（略）					（略）				
（略）				（略）	（略）				（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる標記部分に傍線を付した表で改正前欄にこれに対応する表を掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二～二十　（略）					二～二十　（略）				
備考					備考				
一～五　（略）					一～五　（略）				

改正後					改正前				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第九条第四項の指定に関する文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項各号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）	他名簿指定申請書に係る特定日以後一年	（略）	（略）	（略）
二～二十　（略）					（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考					二～二十　（略）				
一～五　（略）					備考				
					一～五　（略）				